

## ポリシーについての解説・補足

1. 静岡大学（以下「本学」という。）は「自由啓発・未来創成」を理念として、なにごとにもとらわれない自由な発想に基づく独創的な研究、相互啓発的な社会との協働の下、地域の課題、さらには地球規模の諸問題に果敢にチャレンジし人類の平和と幸福を追求し、希望に満ちた未来を作り出すことを掲げている。

この理念のもと、本学における研究によって生み出された研究データを適切に管理・保存するとともに可能な限り公開し、自由な学術データの利用とそれによる相互啓発による課題解決を目指すとともに、本学の学術活動を守り、将来にわたって本学が人類の未来と地域社会の発展に貢献していく①ため、その指針として静岡大学研究データマネジメントポリシーを定める②。

(研究データの定義)

2. 本ポリシーにおける「研究データ」③とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成されたデータのことをいい、デジタル・非デジタルを問わない。

(研究者の定義)

3. 本ポリシーにおける「研究者」④とは、本学の教職員、学生、受入研究員など、本学における研究に携わる全ての者のことをいう。

(原則)

4. 本学は、原則として研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と義務⑤を有していること、管理を行う権利と義務は不可分である⑥ことを認める。

(管理及び保存)

5. 研究者は研究データの価値を守るため、関係諸法令及び本学規程、各種契約、その他これに準ずるものに抵触しない範囲⑦で、それぞれの研究分野の特質を踏まえ⑧、適切に管理及び保存する。

(利活用及び公開)

6. 研究者は研究データの価値を向上させるため、研究分野の特質を考慮し、関係諸法令及び本学規程、各種契約、その他これに準ずるものに抵触しない範囲⑦で、研究データの利活用を推進し、可能な場合は研究データを公開する⑨。

(社会的責任)

7. 研究者は、関係諸法令及び本学規程、各種契約、その他これに準ずるものの定めに従い研究データの提供等を求められた際、誠実に対応する責任を有する⑩。

(その他)

8. 社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする⑪。

①一般的に「データ」は、所有権が認められず、そのままでは知的財産権によって保護されないこと、そして「データ」の保護は、原則として契約によって行われることを、研究者は理解する必要がある。よく「データオーナーシップ」という言葉が使われ、「データ」にも所有権があるように思われることがあるが、その権利は限定されている。

静岡大学（以下、「本学」）で研究している研究者には、

「静岡大学における研究データ等の保存、開示の方法等の基準に関する要領」

(<https://www.shizuoka.ac.jp/inneronly/kenkyu/files/kousei/kousei2.pdf>)

において発表した研究成果の根拠となる研究資料等の保存期間は原則 10 年と定められている。したがって、少なくとも根拠となる研究データ等（資料、標本及び装置を除く）の保管期間は、特に理由がない限り 10 年を下回る設定にすることができない、といった規則等もあり、こういった特段の定めに従う必要がある（保管期間等研究データ等の管理に関する本学規則は別表 2 を参照）。

また、外部資金等による研究プロジェクトの場合、研究開始時における契約で研究データの権利等の取扱いも定められることが多い。その場合、本学の将来の研究に制約を受けるような契約を結ぶことは望ましくない。研究者は、そのことを自覚し、法務又は契約関連等について必要に応じた支援を仰ぎ、また本学は適切な支援を行う必要がある。

その上で、本学及び本学の研究者が、研究に関わる「データ」（以下、「研究データ」、詳しい定義は③を参照）を適切に管理・保存し、公開（詳しい定義は⑨を参照）を行うことは、研究データの価値を認め、主体的に研究データを保護することであり、研究者自身が将来に渡りより良い研究を行うために、また本学における将来の研究を守るために重要である。

令和 5 年 5 月 12 日（金）から 14 日（日）に、宮城県仙台市・秋保温泉において開催された G7 仙台科学技術大臣会合においても新しい知識の創造、イノベーションの促進、社会による知識へのアクセスの民主化及び地球規模の課題に対する解決策の開発に貢献するため、及び再現性と信頼性の向上のため、普遍的人権の尊重と国家安全保障の確保も行いつつ、FAIR 原則に沿ってオープンサイエンスの拡大のため協力することが宣言されており、本学及び本学研究者の研究活動を将来に渡り保証するもので

もある。

参考：

データは無体物であり、民法上、所有権や占有権、用益物権、担保物権の対象とはならないため、所有権や占有権の概念に基づいてデータに係る権利の有無を定めることはできない（民法 206 条、同法 85 条参照）。そして、知的財産権として保護される場合や、不正競争防止法上の営業秘密として法的に保護される場合は、後記第 3-2-(2)で述べるように限定的であることから、データの保護は原則として利害関係者間の契約を通じて図られることになる。

『AI・データの利用に関する契約ガイドライン- データ編 -』経済産業省、平成 30 年 6 月、P.13

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20180615001-2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20180615001-2.pdf)

②本学が研究データポリシーを持つことは、本学における将来の研究を守るために必要である。また、本学の研究者を守るためにも必要である。

今日、研究データは知の基盤として広く認められつつあり、その価値を守ることは研究者及び機関にとっても重要となっている。例えば、研究データポリシーを有する海外の研究機関で在学研究を行い、帰国時に研究データを持ち帰ろうとしたが、研究機関のポリシーに従い、所属機関に研究データポリシーがないことを理由に、研究データの移動を拒否された事例がある。研究データの取扱いの交渉の前提として、研究データポリシーを持つことが機関に求められている事例である。さらに、研究データに関してもビジネス化の大きな流れが世界的に始まっており、それらに対抗する必要性も高まっている。

以上のような社会情勢の変化を踏まえ、適切な研究データ管理及び公開を行うことは、今後の本学における研究の将来を守るために必要不可欠であるだけでなく、社会における学術研究の発展にも極めて重要となっている。

なお、本ポリシーは、研究データについて、本学における基本的な取扱いに関する方針を示すものである。本学の研究分野及び研究者が多様であり、研究分野や部局等において状況が異なることを踏まえ、本学全体として最低限守るべき部分を別表・別図で示すが、実効性を高めるため、実施方針や規定等実効性を高める取り組みは部局等で実施することが望ましい。

③「研究データ」には、研究素材として収集又は生成した一次データも含むだけでなく、それら进行分析・処理して作成された加工データや解析データ等も含む。またそれらデータを説明する資料・標本及び装置も「静岡大学における研究データ等の保存、開示の方法等の基準に関する要領」において研究データ等とまとめられ、保存・開示対象とされており、直接は含まずとも「研究データ」の再現性と信頼性を確保するため類似の扱いをすることが望ましい。「研究データ」の具体例としては

- ・測定データ
- ・写真
- ・音声、映像などの視聴覚情報
- ・実験ノート及びフィールドノート
- ・質問票
- ・臨床データ

などが考えられる。

収集又は生成されたデータの中には、著作権に代表される知的財産権を有するもの（論文、書物、作品等）や不正競争防止法で保護されているもの（治験データなど）が含まれる場合があるが、それらは各法により保護されており、それらが持つ権利は本ポリシーに優先して当然守られなければならない。

なお、研究データは、研究者の不断の努力に加えて、直接的あるいは間接的に研究協力者のかけがえのない協力がなければ生み出され得ない。当然であるが、研究協力者の個人情報と意志を最大限尊重して取り扱うこと、又研究協力者の協力を適切に評価することが、本学で研究する者全てに求められていることを自覚する必要がある。

あえてここで研究協力者について明記するのは、本学における研究活動において、研究協力者が存在しない研究は、ほぼ存在しないからである。特に教育学、心理学、社会科学、工学等の研究における、人を対象とする実験や調査の対象となる人だけではなく、人文学、歴史学、考古学等の研究においての資料等の提供、理学、農学、山岳流域学等の調査のための協力者など、多くの研究分野において、直接的あるいは間接的な研究協力者は多岐に渡る。

また、これも当然ではあるが、既存の研究成果やデータを用いない研究はあり得ないことから、これらの作成者、提供者、さらにはデータの整理や準備を行う者、日々の管理といった実務に携わる者も研究協力者と捉えることもできる。それらの活動を適切に評価することも重要である。

④「研究者」とは、本学の教職員、学生、受入研究員など、本学における研究に携わる全ての者。なお、ここでいう「教職員」とは、本学が定める就業規則に基づき雇用されている者をいう。また、「学生」とは「国立大学法人静岡大学通則」及び「静岡大学大学院規則」において学生とされている学部学生及び大学院学生並びに「国立大学法人静岡大学通則」及び「静岡大学大学院規則」において入学若しくは受入れを許可されている研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生、外国人学生及び大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生、大学院特別聴講学生のことを言う。「受入研究員など」とは、「静岡大学協力研究員取扱内規」における協力研究員や「静岡大学受託研究員規則」における受託研究員など、「教職員」でも「学生」でもないが本学における研究に携わる全ての者をいう。

⑤本ポリシーにおける「研究データの管理」とは、『研究活動において、

1) 研究データ管理計画を策定し、その計画に従い、

2) 研究中は、収集・生成された研究データを適切に保管・利用し、

3) 遅くとも研究終了時には、研究成果を取りまとめ、すべての研究データから「保存する研究データ（終了後も保存し管理する研究データ、管理データ）」と「廃棄する研究データ（終了後、適切な方法で処分する研究データ）」と「非管理データ（管理対象外の研究データ）」に分類し、

4) 「保存する研究データ」については、定めた保管期間は適切に保存し、保存期間終了後には適切な処理を行う。

5) また、「保存する研究データ」については「公開」すべきか「非公開」かを決定し、公開する研究データについては、公開の条件及びライセンス（契約条件）を定め、公開の手続きを行う、

といった研究データに関わる一連の活動全般』を指し、

次に、本ポリシーにおける「研究データを管理する権利」とは、その研究データを利用する（＝新しい研究データを生成することが可能となる）権限（以下、研究データ利用権限と称する）を有するという意味とし、権利に伴って「研究データを管理する義務」も発生するものとする。

具体的には、上記の研究データ管理の定義に従えば、研究活動において次のような活動を行うことが想定される。

1) に対応して、研究開始時に、研究データ管理の具体的な方法等を記載した研究データ管理計画を作成する。なお、研究終了後の研究データ管理権限の移譲等についても、研究データ管理計画に記載することが望ましい。当然であるが、研究活動の状況

に応じて適宜修正を行う。

2) に対応して、研究データの信頼性、完全性、トレーサビリティなど、研究データの品質確保に努め、安全に保管した上で、研究に利用する。

3) に対応して、研究終了後に「保存する研究データ」の範囲及び保管期間を決定する必要がある。当然、研究データ自体が研究成果の場合もあるので、その場合の取扱いは研究成果の場合に準ずることとなる。また、「廃棄する研究データ」については適切に廃棄する必要がある。特に個人情報保護・機密保持等の観点から公開に制限がある場合や、公開によって第三者の権利を侵害する恐れのある研究データを「非管理データ」とすることは適切ではない。

4) に対応して、「保存する研究データ」は、研究データの信頼性、完全性、トレーサビリティなど、研究データの品質確保に努めた上で、発見可能かつ必要に応じて再利用が可能な形で保存する。また、必要に応じて研究データのメンテナンス（ケア）を行うこととなる。

5) に対応して、公開する研究データについては、後述する公開の区別等（⑨及び別表1を参照）に基づいて、必要に応じて研究データ管理権限等の移譲等を含め、適切な手続きを行う。

なお、研究データ管理権限は個人または組織に移譲することができる。ただし、本学の将来の研究において制約を受けるような移譲は行うべきではない。特に、契約等によって研究データの取扱いを決める場合には、権限の取扱いに注意すること。

また、研究プロジェクトが終了した場合もしくは自身が退職等により本学で研究活動を行わなくなった場合には、関係者と協議の上、研究データ管理権限の移譲または保持について決定し、適切に実施することが必要である。

参考：国立情報学研究所オープンアクセスリポジトリ推進協会教材

「オープンサイエンス時代の研究データ管理」1-3.研究データ、研究データ管理 ([https://www.nii.ac.jp/service/upload/docs\\_rdm\\_week1-3\\_2017.pdf](https://www.nii.ac.jp/service/upload/docs_rdm_week1-3_2017.pdf))の定義より

「研究データ管理」とは、一般的にある研究プロジェクトにおいて使用された、あるいは生成された情報を、どのように組織化、構造化、保管、管理していくのかを指す言葉。

研究データ管理には次のようなことが含まれる

- ・どのようにデータを取り扱っていくのかの計画(Date Management Plan)策定
- ・研究プロジェクトが行われている間の、日々の情報の取り扱い方
- ・長期的にデータをどのように取り扱うか（研究プロジェクトが終わった後はそのデータをどうするのか）

⑥「研究データ」の「管理を行う権利と義務は不可分である」理由はすでに⑤においても「研究データを管理する権利」に伴って「研究データを管理する義務」も発生すると述べているとおりであるとともに、研究データ管理権限は移譲により管理義務とともに受け継がれるべきものであり、管理義務を果たせないものに管理権限を移譲させることにより「保存する研究データ」が「非管理データ」に変化することを防ぐためにも必須である。

⑦本学では様々な研究者が多様な研究を行っているため、研究データの管理について、一律的に扱うのではなく、国や国際的な研究倫理指針や資金配分団体の公募要領、研究開始時における契約、本学における規程等、特段の定めがある場合は、その定めに従うことが必要である。

例えば、「静岡大学における研究データ等の保存、開示の方法等の基準に関する要領」(<https://www.shizuoka.ac.jp/inneronly/kenkyu/files/kousei/kousei2.pdf>)では、①で述べたとおり、発表した研究成果の根拠となる研究資料等の保存期間は原則10年と定められている。したがって、少なくとも根拠となる研究データ等（資料、標本及び装置を除く）の保管期間は、特に理由がない限り10年を下回る設定にすることができない。また、「静岡大学における人を対象とする研究に関する規則」では、人を対象とする研究で取得した試料・情報は保存期間を過ぎた場合や、研究対象者又は代諾者等からインフォームド・コンセントの撤回があった場合は、廃棄しなければならないと定められている。これらの規程は特段の定めとして扱われるものである。

なお、外部資金等による研究プロジェクトの場合、研究開始時における契約で研究データの権利等の取扱いも定められていることが多い。その場合、本学の将来の研究に制約を受けるような契約を結ぶことは望ましくない。研究者はそのことを自覚し、法務または契約関連等について必要に応じた支援を仰ぎ、また本学は適切な支援を行う必要がある。

⑧研究分野ごとに主な研究データは様々で、研究プロジェクトの成果も様々である。研究分野によっては研究対象が人、若しくは研究成果が特許権などの知的財産権に直結している等の理由により、研究データの公開が⑦で述べたような特段の定めや研究開始時における契約による制限下にある。一方で、測定データや写真などの一次データが直接、研究成果につながる、若しくは研究成果が基礎科学的で研究データの公開

にさしたる障害がない研究分野も存在する。そのため、オープンサイエンスの推進による研究上の利益は議論の余地がないが、特段の定めや契約の定め、あるいは研究インテグリティの観点から、本学は基本的かつ最低限の取扱い基準を示し（別表3及び4並びに別図参照）、研究分野の特質を踏まえた研究データの取扱いを認める。

⑨研究データの利活用推進については、「第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日)」(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>)や「第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日)」

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>)などで推進されているオープンサイエンスとデータ駆動型研究等のため、及びG7を中心とした各国からの国際的な貢献の要請（①に記載した「G7 仙台科学技術大臣会合」等）、並びに本学の「自由啓発・未来創成」の理念による自発的意志の双方より重要である。

ただし、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」([https://www.mext.go.jp/content/20210608-mxt\\_jyohoka01-000015787\\_06.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210608-mxt_jyohoka01-000015787_06.pdf))において示されているように、国の安全保障を確保し、我が国の産業競争力や科学技術・学術的な優位を確保するため、「オープン・アンド・クローズ戦略」に基づいて合理的な理由により公開及び共有の範囲を設定する必要もある。

そのため、⑦及び⑧で述べた特段の定めや契約、及び研究インテグリティの観点から公開及び共有に問題がなく、公開及び共有が可能な場合に限り、本学における将来の研究を制約しないように注意しつつ、極力、研究データを公開する。

⑩「関係諸法令及び本学規程、各種契約、その他これに準ずるものの定めに従い研究データの提供等を求められた際、誠実に対応する責任」とは、例えば

「静岡大学における研究データ等の保存、開示の方法等の基準に関する要領」

第7条 本学の研究者が発表した研究成果に対し、第三者から検証等の目的で研究成果及びその研究データ等に関して問い合わせがあったときは、当該研究者の責任において誠実かつ適切に対応するものとする。

と定められている。

こういった「関係諸法令及び本学規程、各種契約、その他これに準ずるものの定め」がある場合、本学研究者にはその趣旨に逆らうことなく、求めに応じて研究データの提供等を行う責任がある。

ただし、⑧及び⑨で述べた研究インテグリティの観点や「オープン・アンド・クローズ戦略」、並びに⑤及び⑦で述べた本学の将来の研究に制約を受ける等、開示できな



い合理的な理由がある場合は、求めに応じることなく、その理由を可能な範囲で説明すること。

⑪データ管理に関しては、近年例えば「G8 科学大臣及びアカデミー会長会合(平成 25 年 6 月 12 日)」、「研究データの権利に関するソルボンヌ宣言(令和 2 年 1 月 28 日)」といった研究データのオープン化に関する国際的動向、また⑨で述べたように、我が国においても「第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月 22 日)」、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画(令和 3 年 3 月 26 日)」等における「オープン・アンド・クローズ戦略」への考慮などが謳われる等、データ管理に関する社会や学術状況が大きく変わってきている。今後も、データ管理に関わる社会や学術状況の変化が予想される。そこで、これら状況の変化を的確に捉え、個々の研究分野における法的及び倫理的要件を尊重した上で、本ポリシーについても常に見直しが必要とされる。

別表 1 研究データの区分

研究データ	管理対象データ	保存する研究データ	公開データ
「本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成されたデータをいい、デジタル・非デジタルを問わない。」			無制限に公開しても、本学並びに我が国に損害のないデータ。例えば、発表した論文に関するデータで既に利活用が終わったデータ
			共有データ  独占するのではなく、アクセス権は限るが特定のものとは共有し利活用を推進する方が本学並びに我が国にとって有益なデータ。例えば利活用する研究者が退職等の理由により不在になったが、利活用が終わっていないデータ

		<p>非公開・非共有データ</p> <p>例えば個人情報を含み「個人情報の保護に関する法律」で第三者提供が禁止されている等、「関係諸法令及び本学規程、各種契約、その他これに準ずるものの定め」により禁じられている、又は研究インテグリティの観点や「オープン・アンド・クローズ戦略」により、本学の将来の研究に制約を受ける、若しくは我が国の安全保障、産業競争力、科学技術・学術的優位を損ねる等、公開・共有に適さないデータ</p>	
		<p>廃棄する研究データ</p> <p>例えば「静岡大学における人を対象とする研究に関する規則」第 25 条第 2 項及び第 3 項で定められている廃棄を行う義務がある研究データなど、「関係諸法令及び本学規程、各種契約、その他これに準ずるものの定め」により廃棄が必要なデータ</p>	
	<p>非管理データ</p>		<p>研究活動の過程で研究者によって収集又は生成されたものの、アーカイブに収蔵する程の応用性・発展可能性もなく、明確なポジティブあるいはネガティブな結果を示すわけでもなく、保存によるベネフィットがコストより低いデータ</p>

別表2 研究データ保存期間一覧

規程等名	条文
静岡大学における研究データ等の保存、開示の方法等の基準に関する要領	<p>第4条第1項 <u>研究データ等（試料、標本及び装置を除く。）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。</u>なお、紙媒体の研究データについて、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合は、合理的な保存期間を定め、廃棄することができるものとする。</p>
	<p>第4条第2項 <u>試料、標本及び装置の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。</u>ただし、保存、保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるものなど（例：生物系試料）についてはこの限りではない。</p>
静岡大学における人を対象とする研究に関する規則	<p>第25条第1項 <u>研究責任者は、個人情報等の提供者の同意文書及び研究データを申請書に記載された期間保存しなければならない。</u></p>
	<p>第25条第2項 <u>研究責任者は、試料・情報の保存期間が申請書に記載された期間を過ぎた場合は、研究対象者又は代諾者等の同意事項を遵守し、廃棄しなければならない。</u></p>
	<p>第25条第3項 <u>研究責任者は、研究対象者又は代諾者等からインフォームド・コンセントの撤回があった場合は、研究対象者に係る試料・情報を廃棄するものとする。</u>ただし、インフォームド・コンセントを得るにあたり、研究対象者等からの撤回の内容に従った措置を講じることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由の説明を行った場合はこの限りではない。</p>
静岡大学遺伝子組換え実験安全管理規則	<p>第28条 <u>実験責任者は、遺伝子組換え生物等の保管、運搬、使用等及び教育訓練等実験に関する記録を作成し、5年間保存しなければならない。</u></p>

別表3 メタデータ及び管理対象データのアクセス権

	公開・共有のパターン					
メタデータ	公開			共有		非公開・非共有
管理対象データ	公開	共有	非公開・非共有	共有	非共有	非公開・非共有

別表4 メタデータ付与基準

付与する時期	研究データ生成直後から研究終了までのなるべく早い時期
データとしての区分	同じ研究分野の研究者が理解可能な区分
保存期間	データ本体と同様の期間、ただし引用が多い場合、機関が引き取って延長する場合がある
利活用方針	原則公開、特に公募要領や契約等特段の定めで公開が義務付けられている場合は必ず公開。ただしメタデータによりデータの存在や内容が知られることが我が国及び本学に不利益をもたらす場合、並びに特段の定め及び契約に反する場合は共有若しくは非公開とする。

別図 研究データの公開可否の判断フロー

